

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z2000010	個人情報保護法の見直し	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し、施策の基本的事項を定め、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者(個人情報取扱事業者)の遵守すべき義務等を定めるものである。本法は15年5月23日に成立、5月30日に公布・一部施行されているが、個人情報取扱事業者の義務規定については、今後、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている。	d	-	個人情報保護法上、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に提供されるべき当該債権に関する個人情報については、債務者たる本人の同意を推定できる範囲内と考えられることから、債権譲渡に際してこれを譲受人に第三者提供することに当たって、改めて本人の同意を取る必要はないものと解される。また、委託先については、法第23条第4項第1号において、第三者に当たらないこととされているところである。		回答では、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に提供されるべき当該債権に関する個人情報については、現行法においても本人同意を取る必要がないとあるが、当該内容に関する解釈の徹底を広く図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	-	本法については、2年以内の全面施行に向けて、事業者をはじめ国民に対する説明会等を行うこととしており、これらの場を通じて、法制度やその解釈への理解を深めてまいりたい。	5008	5008340	オリックス㈱	34	個人情報保護法、信用情報に関する個別法		個人に対する債権を第三者に対し譲渡または回収委託することなどを検討する場合および譲渡または回収委託する場合に、相手方に対し守秘義務契約のもと個人の信用情報を提供する行為については、同法24条4項2号に該当する等当該相手方が本人同意を要する第三者に当たらないことを明確にすべく、同法を改正するか、信用情報に関する個別法において定めることを要望する。	内閣府
z2000020	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	-	-	a	-	総合科学技術会議は平成15年4月21日「競争的研究資金制度改革について」をとりまとめ、競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備について意見具申を行った。		各省に同様の再検討要請を行った結果、おおむね現時点でも競争的資金制度の迅速化・簡素化に努めており、今後とも対応を図る旨の回答を得たところである。今後ともさらなる競争的資金制度の迅速化・簡素化を図るため、各省の対応についてフォローアップ・調整を行うべきと考え、この点についての具体的な対応策を検討され、示されたい。	a	-	総合科学技術会議は平成15年4月21日「競争的研究資金制度改革について」をとりまとめ、競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備について意見具申を行った。なお、各配分機関の競争的研究資金制度の効率的・弾力的運用に向けて改革が適切に行われるよう、制度改革の実施状況についてのフォローアップを実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、各省へ意見を述べていく予定である。	5034	5034510	(社)リース事業協会	51	個人情報保護法、信用情報に関する個別法について		個人に対する債権を第三者に対し譲渡または回収委託することなどを検討する場合および譲渡または回収委託する場合に、相手方に対し守秘義務契約のもと個人の信用情報を提供する行為については、同法24条4項2号に該当する等当該相手方が本人同意を要する第三者に当たらないことを明確にすべく、同法を改正するか、信用情報に関する個別法において定めることを要望する。	内閣府
z2000030	官公庁の入札制度、契約制度の改善	予算決算及び会計令73条 会計法第29条の3	(競争参加資格申請) 全省庁統一参加資格により運用を実施(取りまとめ省庁である総務省が一元的に審査を実施) (入札制度) 会計法等の各種規定により実施(入札実施に関しては紙媒体による)	a	法律及び政令等の手当ては不要	現在、電子入札システムを構築すべく準備中(平成15年度末を予定)。なお、運用システムに関しては取りまとめ省庁である総務省が作成したソフトを準用することとしている。						5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
z2000030	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法第29条の3	(入札制度) 会計法等の各種規定により実施(入札実施に関しては紙媒体による)	a	法律及び政令等の手当ては不要	現在、電子入札システムを構築すべく準備中(平成15年度末を予定)。なお、運用システムに関しては取りまとめ省庁である総務省が作成したソフトを準用することとしている。						5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。また、申請は紙でのみ行なわれている。統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁